

(令和元年8月22日設立総会決定)

# いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会

## 会 則

(名称)

第1条 この会は、いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」において矢板市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 矢板市を代表する者
- (2) 矢板市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、矢板市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱の日から実行委員会を解散する日までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、当該委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告するものとする。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について参与する。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

(会議)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は次に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
- (2) 会則の制定改廃に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。この場合において、あらかじめ代理人に権限を委任し、又は書面で議事についての意思表示をした委員は、出席があったものとみなすことができる。

6 総会の議事は、出席した委員（あらかじめ代理人に権限を委任し、又は書面で議事についての意思表示をしたものを含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 会長は、必要があると認めるときは、顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は会長、副会長及び常任委員をもって構成し、常任委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長のうちから1名を会長が指名する。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること。
- (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。
- (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会の開催及び議事について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議する。

3 専門委員会は、調査審議した結果を常任委員会に報告しなければならない。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないときはこれを専決処分することができる。総会等の権限に属する事項で軽易なものについても、同様とする。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、当該専決処分の内容を次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、実行委員会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、交付金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定める。

2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第19条 実行委員会は、その目的が達成されたと認められたときに、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和元年8月22日から施行する。

(準備行為)

2 実行委員会の設立及び運営に関し必要となる準備行為は、この会則の施行の日前においても、行うことができる。